S7　麻薬

次のものは、禁止する。

ブプレノルフィン、デキストロモラミド、ジアモルヒネ（ヘロイン）、フェンタニル及びその誘導体、ヒドロモルホン、メタドン、モルヒネ、オキシコドン、オキシモルホン、ペンタゾシン及びペチジン

S8　カンナビノイド

天然のデルタ九―テトラヒドロカンナビノール（ＴＨＣ）（例えば、大麻、ハシシュ、マリファナ又は合成のデルタ九―テトラヒドロカンナビノール（ＴＨＣ）及びカンナビノイド様物質（例えば、「スパイス」（ＪＷＨ〇一八、ＪＷＨ〇七三を含有するもの）、ＨＵ―二一〇）は、禁止する。

S9　糖質コルチコイド

糖質コルチコイドは、経口使用、静脈内投与、筋肉内投与又は経直腸使用の場合には、全て禁止する。

特定スポーツにおける禁止される物質

P1　アルコール

アルコール（エタノール）は、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。その検知は、呼気又は血液の分析により行う。そのドーピング違反の閾値（血液の値）は、一リットルにつき〇・一〇グラムとする。

航空スポーツ（国際航空連盟）
アーチェリー（国際アーチェリー連盟）
自動車（国際自動車連盟）
空手（世界空手道連盟）
モーターサイクル（国際モーターサイクリズム連盟）
パワーボート（国際パワーボート連合）

P2　ベータ遮断剤

ベータ遮断剤は、別段の定めがある場合を除くほか、次に掲げるスポーツの競技会に限り禁止する。

航空スポーツ（国際航空連盟）
アーチェリー（国際アーチェリー連盟）（競技会外においても、禁止する。）
自動車（国際自動車連盟）
ビリヤード（全種目）（世界ビリヤード・スポーツ連合）
ブール（世界ブールスポーツ連合）
ブリッジ（世界ブリッジ連盟）
ダーツ（世界ダーツ連盟）
ゴルフ（国際ゴルフ連盟）
ナインピン・ボウリング及びテンピン・ボウリング（国際ボウリング連盟）
パワーボート（国際パワーボート連合）
射撃（国際射撃連盟、国際パラリンピック委員会）（競技会外においても、禁止する。）
スキー及びスノーボード（国際スキー連盟）（ジャンプ競技、フリースタイル（エアリアル及びハーフパイプ）並びにスノーボード（ハーフパイプ及びビッグエアー））
ベータ遮断剤には、少なくとも次のものを含む。

アセブトロール、アルプレノロール、アテノロール、ベタキソロール、ビソプロロール、ブノロール、カルテオロール、カルベジロール、セリプロロール、エスモロール、ラベタロール、レボブノロール、メチプラノロール、メトプロロール、ナドロール、オクスプレノロール、ピンドロール、プロプラノロール、ソタロール及びチモロール

○外務省告示第四百二十一号

国際連合安全保障理事会決議第千九百七十号に基づき設立された委員会が平成二十三年十二月十六日に行った決定に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎

別表のⅠの1．を次のように改める。

1．削除

別表のⅠの3．を次のように改める。

3．削除

○財務省告示第四百十六号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十二年十二月財務省告示第四百十七号）は、同日から廃止する。

平成二十三年十二月二十八日

財務大臣　安住　淳

一　アメリカ合衆国通貨　一ドルにつき本邦通貨八一円
二　英国通貨　一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一二九円
三　欧州経済通貨統合参加国通貨　一ユーロにつき本邦通貨一一二円
四　オーストラリア通貨　一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨八三円
五　カナダ通貨　一カナダ・ドルにつき本邦通貨八二円
六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨六四円
七　スイス通貨　一スイス・フランにつき本邦通貨九〇円
八　スウェーデン通貨　一スウェーデン・クローネにつき本邦通貨一二円
九　タイ通貨　一〇〇バーツにつき本邦通貨二六六円
十　大韓民国通貨　一〇〇〇ウォンにつき本邦通貨七三円
十一　中華人民共和国通貨　一元につき本邦通貨一二円
十二　中華人民共和国（香港特別行政区）通貨　一香港・ドルにつき本邦通貨一〇円
十三　デンマーク通貨　一デンマーク・クローネにつき本邦通貨一五円
十四　ノルウェー通貨　一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一四円
十五　ブラジル通貨　一ヘアルにつき本邦通貨四九円
十六　マレーシア通貨　一リンギにつき本邦通貨二六円
十七　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨二七五円
十八　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨二二円
十九　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨四五九円